

監 査 公 表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年6月から7月までの各月において、市長部局及び教育委員会の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果をお知らせします。

竹田市監査委員 後藤 英一

竹田市監査委員 山村 英治

■ 共通事項

財務事務に関する監査については事前に精査をし、監査当日は証書類及びその他関係書類等の審査を行い、処理について修正が必要な箇所は改善するよう指導した。

市長部局

■ 人権・部落差別解消推進課

- ・帳簿及び書類については指摘事項なし。
- ・住宅新築資金等貸付金の償還については、引続き収納に努めること。
- ・竹田市人権教育・啓発基本計画に基づき、各種研修会や講習会等を実施し、人権を守り差別をなくす取り組みを要望する。

■ 白丹保育所

- ・帳簿及び書類については指摘事項なし。
- ・「子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育所を目指す」という保育理念に基づき、今後の保育所運営については家庭や地域との連携を一層図り、一体となって取り組んでいくことを要望する。

■ 久住支所

- ・備付帳簿については竹田市事務文書取扱規程第41条の規定に基づいた保存期間で整理すること。
- ・指定管理者に業務計画書を提出させること。
- ・市は公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任した場合は、その行使

について、設置者として必要な指示や監督を行うこと。

- ・基本協定書の規定に基づき提出された業務計画書・実績報告書や決算報告書等については、その内容を把握し精査すること。

■直入支所

- ・森林農地整備センター事業負担金の償還にあたり、請求権の時効等を精査して収納に努めること。

- ・竹田市ウェイクケーブルパーク施設の指定管理者である(株)ウェイクパークジャパンから、基本協定書に定める業務報告書、決算書類等の早急な提出を求めること。同施設は現在休業状態のため指定管理期間は4年間残っているが、基本協定書の規定に基づいて指定の取り消しや業務の引継ぎ、あるいは事業の廃止等を早急に検討すること。

- ・指定管理者に業務計画書を提出させること。

- ・市は公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任した場合は、その行使について、設置者として必要な指示や監督を行うこと。

- ・基本協定書の規定に基づき提出された業務計画書・実績報告書や決算報告書等については、その内容を把握し精査すること。

教育委員会

■図書館

- ・帳簿及び書類については指摘事項なし。

- ・平成29年5月の開館以来延べ入館者数が25万人を超えており、多くの市民が利用する親しまれる施設となっている。

今後も、市民が必要な情報や知識を得るため、また、子どもたちが読書習慣を培い、本を読む楽しさを知るために、豊かな心を育み生きる糧となる図書を揃え、温もりある文化空間を創っていくことを要望する。

- ・コロナ禍における図書館運営については、入館者の自主検温や館内の座席配置を考慮するなど、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じていくことを要望する。